

## 第6章 退職

### 1 退職したとき

〔給付貸付課資格担当 ☎03 (5320) 6826〕

#### 1 組合員証の返還

公立学校共済組合の組合員が退職したときは、退職した日の翌日から資格がなくなります。また、他支部への異動、他共済へ転出したときは異動・転出した日から組合員の資格がなくなります。「一般組合員資格喪失届書」に組合員証等を添付し、所属所を通じて資格担当に提出してください（組合員の資格喪失の提出書類は、P24を参照してください。）。

資格喪失日以降、組合員証で医療機関を受診した場合は医療費を返還していただくこととなります。  
月の途中で喪失した場合は、医療機関の窓口でその旨を知らせるようにしてください。

退職後も引き続き治療を受ける方は、退職後の健康保険証が変わることを、あらかじめ保険医療機関に申し出てください。

退職後の各種健康保険の加入手続は、速やかに行ってください。手続が遅れると、医療費が全額自己負担となりますのでご注意ください。

#### 2 年金関係書類の提出

各手続の詳細はP146を参照してください。

- (1) 1月以上の組合員期間がある方が老齢厚生年金の受給権発生前に退職する場合は、組合員証・「一般組合員資格喪失届書」と併せて、「退職届書（年金待機者登録届書）」を提出してください。産休・育休代替教職員で共済組合員の資格取得後に、任用期間終了により資格喪失される方も同様です。（組合員期間が1月未満の場合を除く。）

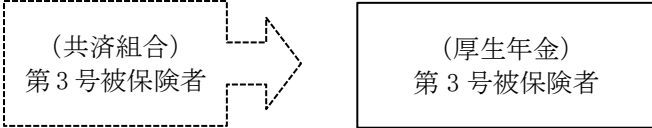
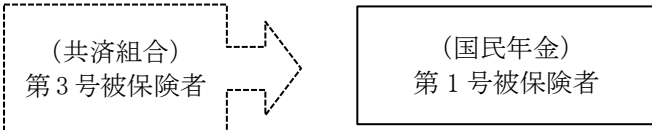
ただし、1日以上空けて他の共済組合に転出される方又は公立学校共済組合の他支部へ異動される方は上記書類に加え、「組合員転出・異動届書」を提出してください。

「退職届書（年金待機者登録届書）」が提出され、登録が完了すると公立学校共済組合本部より「年金待機者登録通知書」が送付されます。

- (2) 退職後引き続き他の共済組合に加入する場合は、「組合員転出・異動届書」を提出してください。
- (3) 老齢厚生年金の受給権発生後に退職する場合は、「退職改定」手続が必要です。

### 3 国民年金第3号被保険者（種別変更等）の届出

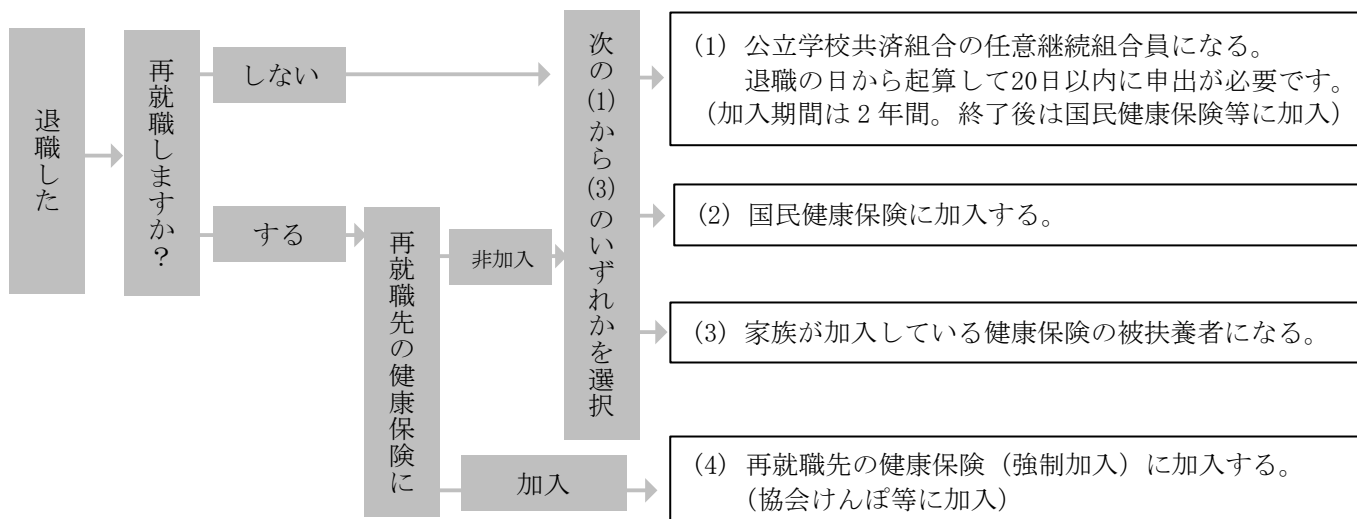
組合員が退職したときは同時に被扶養配偶者の資格もなくなります。併せて被扶養配偶者が20歳以上60歳未満の場合は、共済組合の「国民年金第3号被保険者」としての資格もなくなりますので、次のとおり手続をしてください。

退職後の進路	種別変更等
組合員が退職後、都（区・市）の再任用職員（フルタイムを除く。）又は民間会社に再就職する場合 （被扶養配偶者が20歳以上60歳未満の場合）	 <p>※ 再就職先の事業主が、第3号被保険者に代わって届出します。</p>
組合員が退職後、再就職しない場合 （被扶養配偶者が20歳以上60歳未満の場合）	 <p>※ 各自で居住地の区市町村の国民年金課へ届出し、保険料は各自で納めることになります。</p>

### 4 退職後の健康保険

退職した日の翌日から、公立学校共済組合員の資格がなくなります。資格喪失後は次のいずれかの健康保険制度に加入しなければなりません。退職後に加入する健康保険制度は、各自の退職後の進路によって異なります。ただし、再任用教職員（フルタイム）については、引き続き公立学校共済組合員の組合員資格が継続します。

任意継続組合員と国民健康保険のいずれかの選択となる方は、保険料や給付内容を比較検討したうえで手続してください。



#### (1) 公立学校共済組合の任意継続組合員になる。

詳しくはP211～P215「5 任意継続組合員」を参照してください。

(2) 国民健康保険に加入する。(詳しくは、居住地の区市町村へお問い合わせください。)

**ア 加入手続**

退職後 14 日以内に居住地の区市町村役場で手続してください。  
っています。

**イ 保険料**

前年の所得等を基に算出されます。保険料は区市町村により異なります。

(3) 家族が加入している健康保険の被扶養者になる。

**ア 加入手続**

家族が加入している健康保険組合等へ申請してください。事前に家族の健康保険組合等へ認定要件等を確認してください。

**イ 被扶養者の年間収入限度額**

扶養する家族の加入先の健康保険組合の認定要件を御確認ください。

(例) 扶養する家族が、公立学校共済組合員である場合の被扶養者の年間収入限度額

ア 60 歳未満の方は、130 万円未満(障害年金を受給する方は 180 万円未満)

イ 収入の中に公的年金等を含む 60 歳以上の方は、180 万円未満

(公的年金を受給していない方は、60 歳以上であっても 130 万円未満)

(4) 再就職先の健康保険(強制加入)に加入する。

東京都の再任用教職員(短時間勤務)・日勤講師・一定の条件を満たす時間講師等に再就職する場合は協会けんぽに加入します。

なお、再任用教職員(フルタイム勤務)で働く方は、引き続き公立学校共済組合の組合員資格が継続します。

臨時的任用教職員(期限付任用教員、産休代替教職員、育休代替教職員)として東京都教育委員会により任用される場合には、令和 2 年 4 月 1 日以降、任用の初日から公立学校共済組合の組合員資格を取得します。詳細は P56「会計年度任用職員等の導入について」を参照してください。

## 5 任意継続組合員

退職後も掛金を納入することによって任意継続組合員となり、引き続き公立学校共済組合の組合員として在職中とほぼ同様の給付等が受けられる制度です。

なお、再就職し勤務先の健康保険に加入する方及び家族の被扶養者となる方は加入できません。

退職後に加入する健康保険制度については、P210「4 退職後の健康保険」を参照してください。

### (1) 加入期間

退職後最長 2 年間。資格喪失後は国民健康保険等へ加入することになります。

### (2) 加入できない方

次に該当する方は任意継続組合員の申出を行うことができません。

ア 東京都の再任用(フルタイム勤務)で働く方、臨時的任用教職員、産休・育休代替教員として任用される方

- イ 東京都の再任用（短時間勤務）、日勤講師等で働く方、時間講師等で働く方で協会けんぽに加入する方
- ウ 民間会社等に再就職する方で、就職先の健康保険に加入する方
  - ※ パート勤務等であっても、一定の条件を満たし健康保険に加入することがあります。
- エ 家族の健康保険の被扶養者になる方
- オ 退職日の前日において、共済組合の組合員期間が1年未満の方

### (3) 任意継続掛金

#### ア 掛金の額（1か月）

以下のどちらか少ない額に掛金率（※1）を乗じた額（円位未満切捨て）が1か月分の掛金となります。

（ア）退職した月の標準報酬月額

（イ）前年度の9月30日における任意継続組合員を含む全組合員の平均標準報酬月額（※2）

※1 令和3年度の掛金率は102.0/1000（＝短期給付分84.2/1000＋介護保険料17.8/1000）です。ただし、介護保険料は、40歳以上65歳未満の方のみが対象です。

※2 令和3年度は、令和2年9月30日における全組合員（任意継続組合員を含む。）の標準報酬月額の平均額を標準報酬等級表に当てはめて求めた額となります（410,000円）。

#### イ 掛金の払込方法

（ア）口座振替払

毎月指定の口座から自動引落としとなりますが、加入月とその翌月分については「払込取扱票」での支払となります。掛金の自動引落としは「みずほ銀行」のみでの取扱いとなっております。口座振替払を希望される方は、P214を参照ください。

（イ）払込取扱票払

払込取扱票による払込みになります。「毎月払」「半年払」「一年払」のいずれかを指定してください。

#### ウ 掛金の割引

払込取扱票での払込みのうち、「半年払」の場合は約1%、「一年払」の場合は約2%の割引になります。

### (4) 受けられる給付及び利用できる事業

#### ア 短期給付

在職組合員の場合と変わりありません（ただし、休業手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金は支給されません。また、出産手当金及び傷病手当金については、在職中に支給要件を満たしている場合にのみ支給されます。）。

#### イ 福祉事業

貸付事業、福祉保険制度、アイリスプラン及び教職員住宅以外の福祉事業を利用できます。

### (5) 加入の手続

任意継続組合員の加入申出は、退職後、資格担当窓口で受け付けますので、次のとおり手続してください。

## ア 申出期間

退職の日から起算して20日を経過する日まで **※資格担当必着**

例：3月31日付で退職する方は、4月19日までに必着。

注 期日以降の受付はできません（地方公務員等共済組合法第144条の2）。

## イ 申出方法

所属所で受理された申出書を交換便・郵便で送付してください。

（退職の日から起算して20日を経過する日までに必着）

## ウ 送付先

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1

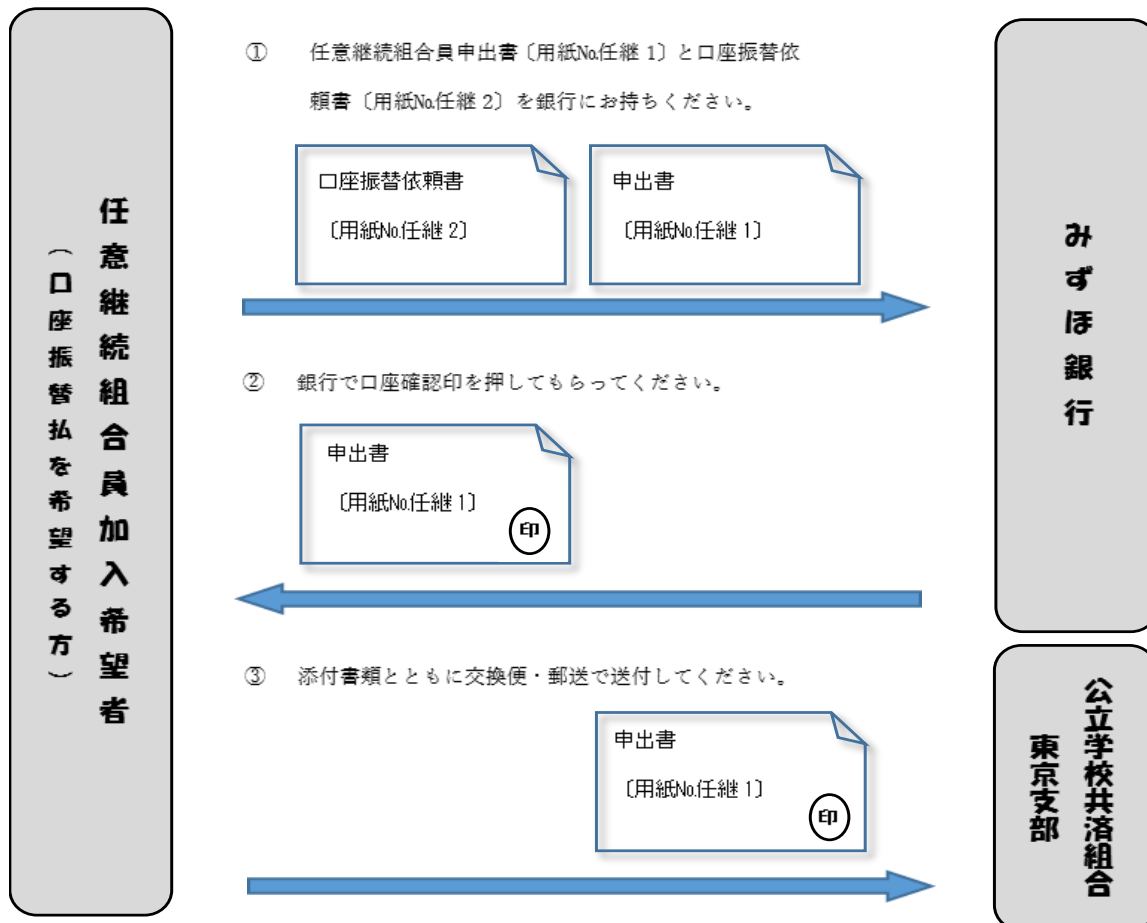
公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当

## エ 提出書類

提出前にコピーして控えをお取りください。

任意継続組合員申出書 〔用紙 No.任継1〕	必須	「給付金等振込口座」を現職時のものから変更する場合は、該当口座の預金通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号・本人名義の分かる箇所）を添付してください。  掛金の払込方法を「口座振替払」にする場合には、「みずほ銀行口座確認印」欄に銀行の確認印を受けてください。（P214「口座振替払を希望する方は・・・」参照）
預金口座振替依頼書 〔用紙 No.任継2〕	該当者のみ	掛金の払込方法を「口座振替払」にする場合に作成し、銀行へ提出してください。 住所及び銀行口座は、「任意継続組合員申出書」（用紙 No.任継1）に記入したものと同一ものを記入してください。
任意継続組合員被扶養者取消 確認書〔用紙 No.任継3〕	該当者のみ	任意継続組合員の加入にあたり、被扶養者認定を継続しない被扶養者がいる場合に提出してください。
組合員自宅宛て返信用封筒	必須	任意継続組合員証等を自宅宛てに郵送するために使用します。 A4用紙が折らずに入るサイズの封筒に140円切手を貼付けて提出してください。

口座振替払を希望する方は・・・



なお、現職時から被扶養者の認定を受けている方で、引き続き被扶養者としての要件を備えている場合は、任意継続組合員の被扶養者として認定します。この場合の手続きは不要です。

任意継続組合員に加入後新たに被扶養者を認定する場合は、別途認定手続きが必要です。

(例) 3月31日付で夫婦ともに退職し、夫が任意継続組合員に、妻がその被扶養者となる場合  
→任意継続組合員である夫が、4月1日以降に認定手続きをしてください。

認定手続きについては、「福利厚生ハンドブック」の「被扶養者を認定・取消しするとき」を参照してください。

#### オ 任意継続組合員証等の交付

任意継続組合員証・被扶養者証は、「組合員自宅宛て返信用封筒」により送付します。併せて、払込取扱票等の関係書類を送付します。

なお、今までお使いの組合員証・被扶養者証は、所属所で回収してください。

(組合員資格喪失の手続きについては、P24を参照してください。)

#### (6) 資格喪失(脱退)するとき

次のいずれかに該当することになったときは、任意継続組合員資格を喪失します。

- ア 任意継続組合員期間(2年間)を満了したとき
- イ 任意継続組合員が死亡したとき
- ウ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき

- エ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を共済組合に申し出た場合において、その申出が受理された日の属する月の末日が到来したとき
  - オ 再就職により就職先の健康保険に加入したとき
- 注 いずれの場合も、脱退の手続が必要になります。手続終了までは、脱退は完了しません。

### (7) 変更・脱退等の手続

退職後の被扶養者の新規認定、変更、取消し、組合員の脱退等の諸手続は所属所を経由しません。様式を送付しますので、任意継続組合員が直接資格担当（☎03（5320）6826）へご連絡ください。

#### ア 氏名、住所、預金口座等を変更するとき

「任意継続組合員情報変更訂正届」を提出してください。

#### イ 任意継続組合員を脱退するとき

「任意継続組合員資格喪失申出書」を提出してください。

任意継続組合員証・被扶養者証は返却してください。

#### ウ 被扶養者の新規認定、変更、取消しするとき

「任意継続組合員被扶養者申告書」を提出してください。

認定または取消しの理由により、添付書類が必要となります。

## 6 「宿泊施設特別利用者証」の交付

〔福利厚生課厚生事業担当 ☎03（5320）6821〕

組合員期間が1か月以上で退職した方に「宿泊施設特別利用者証」を発行します。このカードは、全国の公立学校共済組合共通のもので、共済組合の宿泊施設へ提示をすることにより退職後も組合員料金で利用することができます。



### (1) 申請手続

- ・ 定年退職をされる方  
年金手続説明会資料に「宿泊施設特別利用者証」が同封されています。

- ・ 定年退職以外の事由で退職をされる方

発行の際には以下の提出書類が必要です。

提出書類：①宿泊施設特別利用者証交付申請書

→公立学校共済組合東京支部ホームページ

(<https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/shinseisho/index.html>) より

様式をダウンロード又は〔用紙No.サービス2〕をコピーしてご利用ください。

- ②返信用封筒（長型3号・自宅等の送付先の宛名を記載・94円分の切手貼付）

## (2) 利用方法等

項目	宿泊施設特別利用者証の利用方法
交付対象	組合員期間1か月以上で退職した方
利用期限	ありません。
利用対象者	退職者本人とその配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
利用できる施設	公立学校共済組合の全宿泊施設…組合員料金
利用条件	他の共済組合の宿泊施設 …年金受給者本人のみ組合員等料金
利用方法	利用する宿泊施設に提示
紛失	再発行ができますので、退職された支部にお問い合わせください。

## 7 退職手当

都【給付貸付課退職手当担当 ☎03(5320)6814】

退職手当に関しては、所属を通じて関係書類を提出することになります。詳細は、各所属に配付している「東京都公立学校 退職手当の手引(令和2年10月)」を参照ください。